委託契約書

様式例

　○○〇医師会（以下「甲」という。）と△△△（以下「乙」という。）とは、医療連携推進コーディネーター業務の委託について次のとおり契約を締結する。

　（委託の内容）

第１条　甲は、医療連携推進コーディネーター業務（以下「委託業務」という。）を乙に委託し、乙はこれを受託するものとする。

　（委託業務の処理方法）

第２条　乙は、別添「医療連携推進コーディネーター業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）により、委託業務を処理しなければならない。

２　乙は、前項の仕様書に定めのない細部の事項については、甲の指示を受けるものとする。

　（委託料）

第３条　甲は、委託業務に対する委託料として、金○○○円（うち消費税及び地方消費税の額○○○円）を乙に支払う。

　（委託期間）

第４条　委託の期間は、令和　　年　　月　　日から令和　年　月　日までとする。

　（委託業務完了報告）

第５条　乙は、委託業務完了後、○日以内に委託業務完了報告書（以下「完了報告書」という。）を甲に提出しなければならない。

　（検査）

第６条　甲は、前条の完了報告書を受理したときは、その日から10日以内に委託業務の完了の確認のため検査を行わなければならない。

２　乙は、前項の検査に合格しない場合において、補正を命じられたときは、遅滞なく当該補正を行い、再検査を受けなければならない。

３　前項の場合においては、前条及び第１項の規定を準用する。

　（委託料の支払）

第７条　甲は、前条の検査を終了した後、乙から適法な支払請求書を受理したときは、その日から30日以内に委託料を支払わなければならない。

　（履行遅滞）

第８条　乙は、正当な理由によらないで第４条の委託期間内に委託業務を完了できないときは、その期間満了の日の翌日から委託業務を完了する日までの日数に応じ、甲が委託業務の未履行部分に相応する委託料相当額として定める額に対し年2.5パーセント（政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第８条第１項の規定に基づき定められる政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率が改正された場合は、当該改正された後の率。事項及び第３項において同じ。）を乗じて計算した遅延賠償金を甲に支払わなければならない。

２　甲は、正当な理由によらないで前条に規定する期間（以下「約定期間」という。）内に委託料を支払わなかった場合は、約定期間満了の日の翌日から支払をする日までの日数に応じ、未支払金額に対し年2.5パーセントを乗じて計算した遅延利息を乙に支払わなければならない。

３　甲が第６条第１項に規定する期間内に検査をしない場合において、当該期間満了の日の翌日から検査をした日までの期間（以下「遅延期間」という。）の日数が約定期間の日数に満たないときは、約定期間の日数から遅延期間の日数を差し引くものとし、遅延期間の日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は満了したものとみなし、甲は、その超える日数に応じ、未支払金額に対し年2.5パーセントを乗じて計算した遅延利息を乙に支払わなければならない。

　（前金払）

第９条　甲は、乙から委託料の支払について、前金払の請求があつた場合において、その必要があると認めたときは、委託料の○パーセントに相当する額の範囲内で前金払をすることができる。

　（個人情報の保護）

第10条 乙は、この契約による業務を処理するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。

　（損害賠償）

第11条　乙は、正当な理由によらないで委託業務の処理に関し、甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

　（権利の譲渡等）

第12条　乙は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

　（再委託の禁止）

第13条　乙は、委託業務の全部又は一部の処理を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

　（費用負担）

第14条　この契約の締結に要する費用は、乙の負担とする。

　（協議）

第15条　この契約に定めのない事項及びこの契約に関し疑義が生じたときは、甲乙協議してこれを定めるものとする。

　この契約の締結を証するため、この契約書を２通作成し、甲乙両者記名押印の上、各自１通を保有する。

　　令和　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　　甲

　　　　　　　　　　　　　　乙